

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課）

項目名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長		
税目	所得税 租税特別措置法第10条の4 租税特別措置法施行令第5条の5の2 法人税 租税特別措置法第42条の11の2 租税特別措置法施行令第27条の11の2		
要望の内容	・適用期限を2年間延長する。（令和8年度末まで） ・地方公共団体が戦略的かつ重点的に支援を行う産業分野を「重点促進分野（仮称）」とし、同分野に対する新たな枠を設ける。 ・地域経済牽引事業計画の期間内（最大5年以内）に行った設備投資について、税制の適用を可能とする。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （▲10,800百万円） （－百万円）	

(1) 政策目的

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業における設備投資を促進することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。

(2) 施策の必要性

我が国の地域経済は、人口減少が本格化する中で、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が存在しているなど、依然として厳しい状況にある。このような状況の下、我が国経済を持続的に成長させるためには、地域経済を牽引する事業を創出し、当該事業が地域経済を牽引することを通じて、地域全体の稼ぐ力を高めることが重要である。

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、雇用者数の増加等を通じた地域への経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。このため、平成 29 年度以降、地域経済牽引事業に対して課税の特例を措置し、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきた。

本税制措置においては、これまでに 3,200 件以上の地域経済牽引事業が主務大臣による課税特例確認を受けたところであり、これらの事業により見込まれる設備投資は、今年度までに 9 兆円以上に及ぶ。

さらに、本税制措置を活用した事業者は、活用していない事業者と比較して、特に従業員数や売上高、給与総額、域内仕入額について有意な政策効果があったことが分かっている。全国で旺盛な設備投資計画が継続する中で、これらの点も踏まえると、本税制措置の適用期限を延長し、引き続き、地域経済牽引事業における設備投資を一層促進することが必要である。

また、人口減少の急激な進展に伴う地域経済の衰退を勘案すると、地域に根付く重要産業の成長を一層促進し、地域経済の基盤強化を図らなければならない。労働力不足や地方財政の逼迫など様々な課題を抱えるなかで、こうした重要産業を対象とした重点的な設備投資の促進が求められる。なお、地域の主体的かつ計画的な取組において、こうした重要産業の重点的な振興を図ることは、地域の成長発展の基盤強化を目的とするものであり、地域未来投資促進法の趣旨とも整合的である。

さらに、本税制措置では、最大 80 億円までの機械・装置等の設備投資を対象に税額控除等を行うことができるが、全国で旺盛な設備投資計画が継続する中で、一般的に投資規模が大きくなればなるほど設備投資の完了までに要する期間は長くなる。加えて、昨今の資材不足等に起因し、調達時期の遅れが課題となっていることや、深刻な産業用地不足から、農地や市街化調整区域における土地利用転換手続きを踏まえた用地の確保・設備投資を行う事業者が増えていることなどを勘案すると、従来の租特期間の 2 年間以内に設備投資を完了できないケースが多い。

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展</p> <p>○地域未来投資促進法</p> <p>第一条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024[令和6年6月21日閣議決定]</p> <p>第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行</p> <p>2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて（地域ごとの特性・成長資源をいかした持続可能な地域社会の形成）</p> <p>2050年にかけて、都市部では高齢人口が増加する一方、地方部では人口減少が深刻化するなど、人口動態の変化の現れ方は自治体や地域ごとに異なる。また、老朽化により更新時期を迎えるインフラ・公共施設が一斉に増加するとともに、人口減少の更なる進展に伴って、担い手不足や一人当たりでみた公共サービス維持のコスト増が顕在化し、個々の自治体だけでは持続可能性を確保できない地域も出現する可能性がある。こうした中で、国全体の急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策と地域の人口減少や東京一極集中に対応する地方創生の取組を政府一丸となって強力に推進して、人口の自然減・社会減に対応し、地域の特性や魅力をいかした自律的な地域社会を創出していく。公共サービスやインフラ維持管理の広域化・共同化を進めるとともに、DXや新技術の社会実装により地域機能やサービスの高度化を図り、新しい生活スタイルへ移行させていく。</p> <p>（ビジョン達成に向けた政策アプローチ）</p> <p>③EBPMによるワイズスペンディングを徹底しつつ、将来の成長につながる分野において、官民連携の下で民間の予見可能性を高める中長期の計画的な投資を推進するとともに、歳出改革に取り組み、金利のある世界に備え財政の信認を確保する。</p> <p>第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現</p> <p>5. 地方創生及び地域における社会課題への対応</p> <p>(1) デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開</p> <p>急速に進行する少子高齢化・人口減少を克服し、住民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な地域社会を構築するためには、新技術を徹底活用して地域の社会課題を解決し、東京一極集中の是正や多極化を図るとともに、地方から全国への成長につなげていく必要がある。このような認識の下、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえ、人口減少、東京一極集中、地域の生産年齢人口の減少や日常生活の持続可能性の低下等の残された課題に対応するため、女性・若者にとって魅力的な地域づくり等地域の主体的な取組を、伴走支援を含めて強力に後押しし、国民的議論の下、強い危機感を持って地方創生の新展開を図る。</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（令和2年度～令和6年度幾何平均）[第2期「まち・ひち・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」]</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年度末まで
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和4年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況の評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなり、地域経済の基盤強化が期待される。</p> <p>また、人口減少が急速に進み、地域経済の衰退が予想されるなかで、地域において重要な位置付けを占める産業やまさに成長途中にある産業を対象に、大規模な設備投資を促進していくことで、地域経済への強い波及効果が期待される。さらに、この際、地方公共団体においても、当該産業の振興に関する計画を策定する等の関与が求められることから、これまで以上に地域経済への波及効果が期待される。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置の適用を受けるためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 青色申告書を提出する個人または法人が、 ② 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、 ③ 地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。 <p>この際、地域経済牽引事業を行おうとする地域が、当該産業の新興を重要なものと位置づけ、当該産業の振興に関する計画</p>

		を策定することなどが求められており、地域の成長発展の基盤強化に特に資するもの限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>地域未来投資促進法の施行日（平成29年7月31日）から令和6年5月31日までの間に、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた地域経済牽引事業は、3,470件である。</p> <p>①減収額実績 <特別償却> 平成30年度 9億円 令和元年度 15億円 令和2年度 22億円 令和3年度 24億円 令和4年度 22億円</p> <p><税額控除> 平成30年度 41億円 令和元年度 67億円 令和2年度 83億円 令和3年度 91億円 令和4年度 86億円</p> <p>②適用事業者数 <特別償却> 平成30年度 73件 令和元年度 136件 令和2年度 151件 令和3年度 143件 令和4年度 141件</p> <p><税額控除> 平成30年度 112件 令和元年度 162件 令和2年度 185件 令和3年度 223件 令和4年度 222件</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 租税特別措置法の条項 ② 42条の11の2、68条の14の3</p> <p>②適用件数（令和4年度） (1) 特別償却 141件 (2) 税額控除 222件</p> <p>③適用額（令和4年度） (1) 特別償却 253億円 (2) 税額控除 86億円</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本税制措置の政策効果を検証するため、平成30年から令和2年に、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群（以下「処置群」という。）について、売上高・従業員数・給与総額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。</p> <p>①傾向スコアマッチングによる対照群の特定 処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率（傾向スコア）が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。</p> <p>②「差の差」の手法による政策効果の特定</p>

		<p>各指標について、(a) 処置群における本税制措置に係る課税特例の確認を受けた前後4または6年間の差分と、(b) 対照群における同期間の差分を計算した上で、(a)と(b)の差分を政策効果とする。</p> <p>この結果、各指標について有意な政策効果が生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることは、地域企業の成長・生産性向上に寄与すると認められる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（令和2年度～令和6年度幾何平均）[第2期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020改訂版)」]</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和4年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成29年度：創設 平成31年度：延長・拡充（※1） 令和3年度：延長・拡充（※2） 令和5年度：延長・拡充（※3） 令和6年度：拡充（※4）</p> <p>（※1）直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。</p> <p>（※2）課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援することなどとした。</p> <p>（※3）対象事業において、特に高い付加価値を創出する事業を地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として対象に追加等した。</p> <p>（※4）産業競争力強化法で定める特定中堅企業を対象に、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業における機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。</p>	